

○コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当団体のコンプライアンスに関する取扱いについて必要な事項を定め、当団体におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当団体における活動の全てに適用する。

2 この規程は、当団体の全ての役員及び社員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程に定めるコンプライアンスとは、当団体の実業活動が法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範（以下「法令等」という。）について遵守していることをいう。

第2章 コンプライアンスへの取組み

(理事長の責務)

第4条 理事長は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンスを運営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努めるものとする。

(理事及び社員の義務)

第5条 全ての理事及び社員は、この規程の目的を踏まえ、法令等を遵守し、自らの職務に努めるものとする。

2 全ての理事及び社員は、自らの職務を務めるに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 法令等に違反する行為。

(2) 他の理事又は社員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要。

(3) 他の理事又は社員が法令等に違反する行為を行うことの許可承認又は黙認。

(4) 他の理事又は社員若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾。

(5) 反社会的勢力との関係及び取引行為。

(6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント行為。

- (7) 汚職や賄賂などの禁止。
 - (8) 社内で知りえる顧客並びに当団体の機密情報を第三者に漏洩する行為。
- 3 前項各号に掲げる行為を行った理事及び社員については、理事会において決定された処分が課されるものとする。

(通報)

- 第6条 全ての理事及び社員は、前条第2項の行為を行う、又は行うおそれのある者を発見したときは、速やかにその旨を通報するものとする。
- 2 前項の通報先、通報の方法は理事長あるいは事務局コンプライアンス担当者にその内容を通報する。また、通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

第3章 コンプライアンスの推進

(コンプライアンス体制)

- 第7条 当団体におけるコンプライアンスの取組み(事項に掲げるものを除く。)については、第9条のコンプライアンス推進委員会が行うこととする。
- 2 当団体におけるコンプライアンスの取組みのうち、重要事項の決定については、理事会が行うこととする。

(理事会の決議)

- 第8条 前条第2項の規定に基づき理事会が決定することとされている重要事項は、以下に掲げるものとする。
- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃。
 - (2) コンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更及び廃止。
 - (3) コンプライアンス推進委員会への監督及び指導。
 - (4) その他コンプライアンス推進委員会からの付議事項に関する決定。

(コンプライアンス推進委員会)

- 第9条 コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)は、理事会の直属機関としてこれを設置する。
- 2 委員会は、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員(以下「委員」という。)により構成する。
- 3 委員会の委員長は、理事長とする。
- 4 委員会は、1年1回に開催することとする。ただし、以下のいずれかの場合にあっては、委員長の決定により随時開催ができるものとする。
- (1) 委員長が必要と認めた場合。

(2) 委員から委員会の開催の求めがあった場合。

- 5 委員長は、前項の委員会の閉会后、速やかに当該議事の内容を理事会に報告するものとする。

(委員会の権限)

第10条 委員会は、第7条第1項の規定に基づき、以下の事項を行うものとする。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃に関する理事会への付議。
 - (2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の作成。
 - (3) 社内全体のコンプライアンス教育の計画、管理、実施及び見直し。
 - (4) その他委員会において必要とされる事項。
- 2 前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、委員会の決議を経た上で行うものとする。
- 3 前項の決議を経るに当たり、疑義が生じた事項については、理事会に付議を求めることとする。

(コンプライアンス推進)

第11条 コンプライアンス推進は、理事会の直属としてこれを設置する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、理事長とする。
- 3 推進委員長は、以下の事項を行うものとする。
 - (1) この規程に基づくコンプライアンスに関する規程の起案及び企画立案。
 - (2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の立案。
 - (3) 社内全体のコンプライアンス教育の計画立案、進捗管理及び見直し並びに委員会への報告。
 - (4) その他コンプライアンス推進に当たっての関連部門及び社員への指導及び助言。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。
令和4年4月1日に同内容にて継続する。
- 2 委員会は推進委員長が必要と認める場合に合っては、その都度見直しを行うことができる。